

# 昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

——本邦有限会社法制定掌史——

淺木慎

一

- 一、緒言
- 二、前史——歐州の状況の素描
- 三、わが国の前史および昭和初期の議論状況
- 四、法制審議会商法改正要綱第二十三
- 五、改正要綱公表後の議論状況
- 六、(7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)
  - 昭和九年
  - 昭和一〇年
  - 昭和一一年
  - 昭和一二年
- 七、有限会社法案の国会提出と公表

七、有限会社法の成立と施行

八、有限会社法成立後の議論状況

(1) 昭和一三年①

(2) 昭和一三年②

昭和一四年

(3) 昭和一五年・昭和一六年

九、終章 大戦終結前における有限会社の普及状況

一、緒 言

昭和一三年の会社法改正に関して、私は、すでに株式会社法を中心にその歴史的展開を概観した論稿を公表した<sup>(1)</sup>。しかし、有限会社法の制定に関しては、過日の論稿において若干の言及をなしたにすぎない。同法の制定は、昭和一三年会社法改正論議の重要な焦点のひとつとして、その流れのなかで捉えられるべきものである。したがって、先の論稿の続編として、有限会社法の制定をめぐるわが国の歴史的展開をまとめておくことにしたい。

二、前史——歐州の状況の素描

周知のように、今日のわが国の有限会社法は、その源流を歐州の有限責任会社（独語の *Gesellschaft mit beschränkter Haftung*, 仏語の *société à responsabilité limitée*）に遡る。我が国も、歐州諸国の中では、有限責任会社は、結局は、一八九一年（明治二十五年）のドイツ有限責任会社法（Gesetz betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung）を範とするものである。すなわち、有限責任会社は、ドイツの立法者に

よつて、中小企業に適した株式会社類似の簡易な企業形態を求めて、机上において創作されたものである。

右のドイツの有限責任会社は、見事な成功を収めた。その発展の様子を、立法当初の会社数の伸長によつて示すならば、表 I のようになる。<sup>(2)</sup> 一九二五年における同国の株式会社数が、一三、〇一〇社であつたことを勘案すれば、有限責任会社という企業形態が、同国においていかに普及、成功したかを示しているといえよう。なお、表 I における一九二三年以降の会社数の伸びの停滞については、この当時の同国の経済情勢の影響であり、会社の平均寿命が短く破産することも多かつたためではないかと分析されている。<sup>(3)</sup>

ドイツにおける有限責任会社制度の成功および同国法の体系的な内容の紹介がわが国において本格的になされたのは、調べた限りでは、大正期になつてからのことである。<sup>(4)</sup> そこでは、有限責任会社制度の根本的な成因は、ドイツに特有のものではなく、ドイツ以外の諸国にも普遍な世界的・社会的事情にあつたと分析されている。<sup>(5)</sup> そ

年 次	有限責任会社数
1898年	1,893社
1909	18,987
1915	27,012
1920	33,823
1922	59,224
1923	71,406
1924	70,631
1925	64,398

の事情とは、およそ以下のようなものであると説かれている。すなわち、従来の株式会社における有限責任制度は、株式会社が法による厳格な干渉を受けるために、社員の単純財産的協同（社員の企業への消極的参加）やその結果としての社員相互間の結束の弛緩あるいは組織の硬直といったジレンマを招来する。その解決策として、有限責任体制を維持しつつも、法の厳格な干涉を受けず、したがつて社員が財産的協同にとどまらず能力的に協同し（社員の企業への積極的参加）、相互の結束の緊密弾力化を図ることができる企業形態に対する痛切な希望が必然的に生じるのである。<sup>(6)</sup> これに加えて、産業革命以降の資本主義経済の飛躍的な発展によつて、企業の内容、目的、種類

(表II) 欧州における有限責任会社法の移植  
-明治・大正期-

立 法 年 次	国 名 (立 法 例)
明治34年(1901年)	ポルトガル (1901年4月11日法)
39年(1906年)	オーストリア (1906年3月6日法, 1924年7月4日法により一部改正)
大正6年(1917年)	デンマーク (1917年9月29日法の株式会社法中に認められる)
8年(1919年)	ポーランド (1919年2月8日命令)
9年(1920年)	チェコ・スロバキア (1920年4月15日法)
11年(1922年)	ソ連邦 (1922年民法318条ないし321条)
13年(1924年)	ブルガリア (1924年5月8日法)
14年(1925年)	フランス (1925年3月7日法)
15年(1926年)	リヒテンシュタイン (1926年1月20日民法)

が多岐多様となり、在來の会社形式をもつては、もはや経済的分化の社会情勢に順応できなくなつたという事情も挙げられている。<sup>(7)</sup> そして、かかる需要に答えてドイツにおいていちはやく有限責任会社が発明されたことについては、わが国では「経済社会の変革にともなう新機運・新実勢のむしろなお未だ潜伏せるの時において、他国民に先立ち少なくもその一端が当時すでに産業精神上に異常なる飛躍を遂げたる慧敏なる独経済社会および根本的(*grundlich*)にして講究して倦むを知らざる独国民の立法的眼底に映じて然るものたるはこれを認め可なり」<sup>(8)</sup>との表現で評価されている。

ドイツにならつて、欧州諸国は、有限責任会社制度の導入を相次いで図ることになった。表IIは、わが国の明治、大正期における欧州諸国の立法状況を示したものである。<sup>(9)</sup> わが国において類似の会社制度の導入が唱えられはじめた昭和初期においては、これらの諸国以外に、イタリア、スペイン、イスラエル、ベルギー、ハンガリー、オランダが有限責任会社制度の採用に向けて草案を公表、作成または作成の検討をしていった。

なお、英國においては、類似の企業形態として、私会社 (private company) が発達したが、この企業形態は、一九〇七年（明治三七年）の会社法 (Companies Act 1907) に十七条において、初めて成文法の中で認知された。

### 三、わが国の前史および昭和初期の議論状況

有限責任社員のみからなる比較的簡易な会社制度といふ構想が、昭和以前のわが国にまつたく存在しなかつたわけではない。

商法史の研究者の指摘によれば、かかる会社制度の構想は、古く明治一七年に遡ることができる。すなわち、わが商法の起草を命ぜられたドイツ人、ヘルマン・レースラー (Hermann Rösler) が明治一七年一月に脱稿した「商法草案」において、第六巻「商社」の第二章に設けられた「差金会社」と称される会社構想である。<sup>(10)</sup>

差金会社は、社員相互の約定によって一部の社員を任意に無限責任社員となしするものの、合資会社のようないくつかの特徴を備え、合資会社の運営を容易にするものではなく、言わば有限責任社員のみによつて合資会社を成立せしめうるとするものであつた。<sup>(11)</sup> 業務担当社員のその任期中に生じた会社債務についての責任は、定款または社員総会の決議によつた場合であつて、かつそのことを登記公告した場合に限つて無限責任であつた。<sup>(12)</sup>

右のレースラー草案の系譜を引いた明治二三年旧商法一三六条は、「社員ノ一人又ハ數人ニ対シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任カ金錢又ハ有価物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモノヲ合資会社ト為ス」と定め、合資会社が有限責任社員のみからなることを原則とし、契約に別段の定めがあるときには、一部の社員の責任を無限責任となしするものとしていた。<sup>(13)</sup> また一四六条は、「会社契約ニ於テ又ハ第百四十二条ニ定メタル会社ノ決議ニ依リテ業務担当ノ任アル社員又ハ取締役ノ總員、數人若クハ一人カ其業務執行中ニ生ジタル会社ノ義務ニ付キ無限ノ

責任ヲ負フ可キ旨ヲ予メ定ムルコトヲ得」と定め、業務担当社員等はその業務執行中に生じた会社債務についても、特約のない限り、連帯して無限責任を負わない旨を規定していた。しかし、一四六条は、明治二六年に施行される際に貴族院によつて修正され、「業務担当社員ハ其業務執行中ニ生シタル会社ノ義務ニ付キ連帯無限ノ責任ヲ負フ」こととされ、結局、合資会社は事実上無限責任社員なしに存在しえないこととなつてしまつた。<sup>14)</sup>

明治三二年商法は、さらに右の政策を推し進め、明文をもつて無限責任社員の存在を合資会社の成立および存続の絶対的要件としてしまつたのであつた（<sup>15)</sup>（一〇四条、一一八条）。

以上のように、差金会社は、結局は平凡な合資会社に還元される結果となつたが、商法史家は、場合によつては「世界最初の有限会社たるの榮譽はわが日本の上に輝いていたであろう」と述べ、右の一連の「改悪」を惜しんでいる。

いざれにせよ、明治期のこの構想は頓挫することとなり、その後の有限会社法制定史へ連なるものとはなりえなかつた。

\*

大正期から昭和期におけるわが国的小規模株式会社の実態を示したもののが表IIIである。全株式会社数に占める資本金五万円未満の株式会社数の割合は、表に示した期間を通じて常に二割を超える。大正末期から昭和初期にかけては、着実にその割合を増加させていくことがわかる。別稿においてすでに小括したように、大正期および昭和初期においては、一方で資本金規模の漸次拡大による大会社の発達があり、また一方で個人経営からの法人転換による小会社の着実な増加がみられるという、会社規模の分極化が進行していく。

このような状況のもとで、昭和四年末に、東京商工会議所の商事関係法規改正準備委員会が決定、公表した研

昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

(表Ⅲ) 小規模株式会社の実態の推移

年 次	株式会社数	資本金5万円未満の株式会社数 (全株式会社数に占める割合)	
大正 1	5,827社	3,120社	(53.54%)
2	6,562	3,588	(54.68 )
3	7,053	3,933	(55.76 )
4	7,200	2,808	(39.00 )
5	7,500	2,903	(38.71 )
6	8,474	3,046	(35.95 )
7	10,636	3,345	(31.45 )
8	13,174	3,523	(26.74 )
9	16,228	3,595	(22.15 )
10	17,802	3,914	(21.99 )
11	16,788	3,735	(22.25 )
12	17,509	3,953	(22.58 )
13	17,747	4,056	(22.85 )
14	17,556	3,970	(22.61 )
15	17,696	4,030	(22.77 )
昭和 2	17,981	4,137	(23.01 )
3	18,230	4,340	(23.81 )
4	18,950	4,654	(24.56 )
5	19,341	4,900	(25.33 )

(各年度の東洋経済新報経済年鑑を元に作成)

究事項の(1)は、「会社の種類に付き株式合資会社を廃止するの可否及び小規模の株式会社（有限責任会社又は之に類似するもの）を設定するの可否を研究すること」と述べ、会社規模の分極化現象に対応する必要性を提言している。同時に、東京商工会議所は、独仏等の有限責任会社法の翻訳作業を進め、これらを実費で販売する等の啓蒙活動も行ったようである。

東京商工会議所の会社法改正論議の推進役であつた松本烝治博士の講演によれば、遅くとも昭和四年の段階においては、有限責任会社制度のわが国への導入形態に関して、これを英國流に株式会社の一変態または例外として商法典中に規定するのが

よいのか、あるいは、商法典とは別に特別法を認めるのがよいのかということは、いまだに研究途上の段階であつたとされている。<sup>(18)</sup>

東京商工会議所の提言と同じ時期に、学界においてもまた、有限責任会社制度の採用に関する提言がみられるが、およそ以下のようなものである。すなわち、会社法改正の困難は大会社と中小会社との併存という現実にある。法改正によつて大会社における弊害を除去しようとすれば、中小会社を殺すことになり、中小会社における弊害を除去しようとすれば、ために大会社の存立を危うくすることが多い。このように両者が相牽制して株式会社の厳正な運用を妨げているのであるから、両者に適用される会社法自体を分離すべきである。それには、有限責任会社制度の採用が最上である。<sup>(19)</sup> そして、もはや「有限責任会社制度の採否を問題とすべきではなく、採用を前提としなければならない」と説かれている。

また、別稿において言及したように、昭和五年の東京弁護士会の商法改正の諮問答申書も有限責任会社制度の採用を提言しているし、同年には、田中耕太郎博士の有限責任会社導入論もみうけられる。<sup>(20)</sup>

#### 四、法制審議会商法改正要綱第一十三

昭和六年七月二〇日、法制審議会の商法改正議案主査委員会は、改正要綱案を可決議了した。ここで決定された改正要綱決議第二十三は、次のように述べている。すなわち、「外国法上の有限責任会社又は英國法上の私会社に該当する特別の会社を認め之に付き特別法を以て規定を設くること」。

政府の改正要綱説明書（一〇頁）は、その理由を以下のように説明している。「株式会社は通例大資本且多数の株主を有し從て之に対する法規も勢い複雑ならざるを得ざるが故に株式会社に対する法規を以て右私会社又は

有限責任会社に臨むは適当のことにして非ず、然るに之を外国の現状に徴するに、私会社又は有限責任会社は経済の実際に適応するものとして甚歓迎せられ、瑞西、伊太利の如きも新に之を認めんとするものの如く、我国に於ても、現に私会社又は有限責任会社の実質を備うるも、之に関する法規なきを以て、仮に株式会社の形式に依りて設立せられたるもの少からず、仍て之に関する法規を制定すること可なりと思料す」。

改正要綱の起案の中心となられた松本烝治博士は、右の決議第二十三について次のように述べておられる。

株式会社に関する法律規定は、多数の会社債権者および株主を保護するために厳重にならなければならぬと同時に、その規定は大部分が強行規定として定款または株主総会の決議等をもつて変更を許されないものでなければならない。しかし、このような政策は、小規模会社や同族会社にとつては必ずしも適當ではない。それは、「あたかも鉄骨コンクリート造りの大建築に適合する建築規則をもつて、木造長屋建てを律することがはなはだ不便であるのと同様」のものである。<sup>(23)</sup>

さらに、改正要綱の起案に当たつては、初めは株式会社の章中に特別株式会社の一節を設けて有限責任会社の特則を定めようと試みたものの、大陸法の有限責任会社法を参考としつつ、その実質をある程度まで英法式の形態によつて採用しようとしたため、立案がはなはだしく困難となつて、この試みは取止めになつた旨を述べておられる。<sup>(24)</sup> かりに英法の私会社程度の特則にとどめるものとすれば、株式会社の章中にこのような形態の会社を規定することは容易であるが、中途半端なものよりも、徹底した特別会社をつくつた方がよいとの観点から、特別法をもつてこの種の特別な会社に関する規定を設けることとしたようである。<sup>(25)</sup>

## 五、改正要綱公表後の議論状況

改正要綱が公表されて後の、有限责任会社制度の導入に関する学界の議論状況をまとめておこう。

### (1) 昭和六年

当然のことであるが、有限责任会社制度導入に関するわが国の議論は、この時期の欧洲における有限责任会社制度の事情紹介を出発点としている。とりわけ、改正要綱公表後においては、ちょうど一九二八年（昭和三年）に、スイスが債務法改正案（同年二月二一日）のなかで有限责任会社制度の導入を企画したことから、スイスの法務事情の紹介がなされている。<sup>(26)</sup>それによれば、スイス国内において、隣邦ドイツから進出した有限责任会社の支店がスイス合名会社に対して優越的地位を獲得しつつあつたという事が、同国における有限责任会社制度導入の大きな要因となつたことが指摘されている。<sup>(27)</sup>さらに、この制度の濫用という弊害への懸念から、同国において導入慎重論が存在したことも指摘されている。<sup>(28)</sup>

当時のドイツにおける有限责任会社法の改正論議の紹介もなされているが、そのなかでの「有限责任会社」という名称に関する以下の指摘が注目されよう。すなわち、「正確に観察するならば、会社は有限に責任を負うものに非ず、社員が有限に責任を負担するものなるが故に、有限责任会社なる言葉を付加することは、言葉の上よりするも正確でないとの異議があり得」<sup>(29)</sup>る。ただし、この記述は、ドイツ国内の議論を反映したものか否か、必ずしも明らかではない。この特別な会社の名称をめぐつては、後に述べるように、わが国においても少なからぬ論争を生じることになる。

### (2) 昭和七年

この時期には、有限责任会社制度導入論よりも歩を進めて、導入を当然の前提とした啓蒙的論稿がみうけられる。<sup>(31)</sup>

実際問題として百利あつて一害なしといつよつた制度はとうてい望みえないものであるから、すべての利害を比較考察のうえでその可否を判定するほかないが、有限责任会社制度がその歴史の短さにもかかわらず各国に順次採用され、しかもその数が激増しているという事実は、現時の社会状態の下においてこの制度がきわめて適切であることを示すものでなくて何であろう。<sup>(32)</sup>あるいは、有限责任会社は、今や欧州文明諸国の立法的共通法たる域に躍進し、遠からず将来において世界の立法的共通法たる日の到来することは、疑いを容れないところである。<sup>(33)</sup>以上のような指摘がなされている。

この会社における「有限责任」の意義が次のように説明されている。株式会社の株主の責任は、その引き受けまたは譲り受けた株式の金額を限度として会社に出資の責任を負うにとどまるものであつて、他の株主に未払込みの者が存在してもこれに対しても彼は全然責任を負わない。これに反して、有限责任会社の社員の責任は、窮屈においては他のすべての社員の基本出資額についても及ぶ。有限责任会社の社員は、その責任が会社の基本総額にとどまるという意味において有限なのである。<sup>(34)</sup>すなわち、各国立法によれば、基本出資の払込みに対しては、すべての社員が共同責任を負わされているという点が重要である。<sup>(35)</sup>もちろん、有限责任という語は、会社の責任が有限であることを意味するものではなく、社員の責任が有限であることを示すものであり、会社自体の責任は無限である、との啓蒙的指摘も付け加えられている。<sup>(36)</sup>

以上の指摘のほかに、この会社における設立手続きの簡易性<sup>(37)</sup>、社員権を表章する有価証券の不発行および持分の譲渡制限<sup>(38)</sup>、最低資本金額<sup>(40)</sup>、監査役設置の非強制<sup>(41)</sup>、貸借対照表公示の不要例<sup>(42)</sup>といった側面に関して、各國法制が

紹介されている。

(3) 昭和八年

この年に公表された代表的な論稿は、有限責任会社の社員の責任を分析された寺尾元彦教授の論稿<sup>(43)</sup>である。なお、この論稿には、有限責任会社に関する明治・大正期におけるわが国的主要文献がほぼ網羅されている。<sup>(44)</sup>

右の論稿は、欧洲各国の有限責任会社法の検証を通じて、この会社の社員の責任の態様を、法定責任と定款責任（任意責任）とに分けて分析されたものである。その定義は次のようなものである。法定責任とは、社員が法律上強制的に負担すべき義務であり、基本出資義務と填補義務を指す。<sup>(45)</sup> 定款責任とは、法律の許容する範囲で定款の規定に基づいて負担すべき義務であり、追加出資義務と付随給付義務を指す。<sup>(46)</sup>

基本出資義務は、会社の基礎資本を形成するために、一定の標準額の出資をなすべき義務である。<sup>(47)</sup> 金銭出資と現物出資がある。寺尾教授は、わが国におけるこの義務の立法化にあたっては、金銭出資につき、基本出資の払込みを、フランス法にならって、全額払込制度を原則とするのがのぞましい旨を示唆している。<sup>(48)</sup> 不況時における分割払込みの困難さおよび社員責任の単純化を勘案された提言である。しかし、同教授は一方で、同年に開催された講演会の席では、事業の進捗にともなって資金を増大するためには分割払込みを認めるのが適当であると、反対の主張を開かれている。<sup>(49)</sup>

填補義務は、ある社員が基本出資の払込みを怠った場合に、払込みの催告、失権、持分競売等の手続きを尽くしてなお不足額が存在するとき、他の社員がその不足額を補充する義務である。<sup>(50)</sup> この義務を、わが国の立法上採用すべきか否かに関し、寺尾教授は次のように述べておられる。すなわち、有限責任会社制度を採用しても、社員相互の責任があまり重すぎると、いまだ十分に团体企業の訓練を積んでいないわが国民としては、その責任の

重さを嫌つて合資会社組織に逃避する傾向を招くのではなかろうか。<sup>(51)</sup> このような慎重論を主張される一方で、会社を設立しようとする仲間の員数が少数なのであるから、軽率な設立に対する警戒をなさしめ、社員の人選も慎重になさしめるならば、この義務を通じて、共同経営や連帶の観念を生じさせる利益があるとも述べられ、填補義務に対する積極的評価をも示されている。<sup>(52)</sup>

定款義務のうち、追加出資義務とは、基礎資本の補充のためにする別途の追加資本の出資義務のことである。<sup>(53)</sup> 言わば、可動資本として、不動の基礎資本を取り巻く弾力性を与えた資本であるとして、寺尾教授は、営業資金の調達や損失填補のために役立つのではないかと、強い関心を示している。<sup>(54)</sup> また、付随給付義務とは、以上の中義務以外の会社に対する給付義務のことであるが、寺尾教授は、この義務は、別段に有限責任会社に独自の制度ではないと位置づけられている。<sup>(55)</sup>

(4) 昭和九年

この年に公表された論稿としては、ドイツ有限責任会社法制の発達を概観し、あわせてわが国への同会社の導入を説かれた佐伯俊三判事の論稿<sup>(56)</sup>がある。

佐伯判事の主觀によれば、当時のわが国における有限責任会社導入論は必ずしも高潮であつたとは言い難かつたようである。すなわち、経済界における要望の少なさは、まことに「寂漠の感を深うする」ものであり、学者においても、この制度の提唱者は限られた少数の者にとどまると言かれている。<sup>(57)</sup> この頃になると、外国の有限責任会社がわが国に支店を開設するという形で少なからず進出してきていたようであり、<sup>(58)</sup> この論稿は、かかる実情に鑑み、「わが国が自ら甘んじて経済上、法律上の進歩に遅れようとするのは愚かである」<sup>(59)</sup>との観点から公表されたものと評価しうる。

佐伯判事は、ドイツを中心に欧洲各国のこの会社法制を整理することを通じて、この会社制度が中小企業者に多くの利便を与える、なかなか以下分野の企業にとつて有益であると説かれている。すなわち、被相続人死亡後ににおいてその遺族が同一事業を継続する同族会社に適している。<sup>(60)</sup> 支払不能となつた債務者が営む荒廃した事業を救済する方法として、債権者がこの形態の会社を設立して、事業の継続や財産の換価を図るのに有益である。<sup>(61)</sup> 利益が営業的に確保されるに至らない発明その他の研究事業における試験会社の設立にも好適である。<sup>(62)</sup> 異分子の侵入と攪乱を排除する必要の高い新聞事業会社にも好ましい。<sup>(63)</sup> 国家または公共団体が会社の持分を所有することによつて会社決議を合法的に左右しうる利便から、半官半民の混合経済企業にも適する。<sup>(64)</sup>

この会社の弊害としては、もし社員数や資本額を無制限にすれば、その大規模なものは株式会社の不純な転向を助長し、その小規模なものは泡沫会社を誘発することになるであろうから、経済の健全な発達に背馳することになるという旨が指摘されている。<sup>(65)</sup> したがつて、これを防止するために、社員数および資本額につき、最高限度および最低限度の双方を画する必要があると述べられている。<sup>(66)</sup>

次いで、この年に公表された論稿としては、中小企業に適した有限責任会社の特徴を簡明に整理されるとともに、わが国の立法化にあたつての提言をも試みられた佐々穆博士の論稿<sup>(67)</sup>がある。

この論稿のなかで、わが国の立法化にあたつて、注意検討を要すべきであると指摘された点を挙げておこう。まず、この形態の会社にあらゆる事業目的を無制限に許容し、会社債権者の利害に直接重大な関係を有する事業をも認めるることは、この会社が小規模な有限責任社員のみから成るものであることに鑑みて好ましいことではないので、この会社の特異性のひとつとして、目的たる事業に対する一定の制限を考慮すべきであるとされている。<sup>(68)</sup> 社員数の制限につき、いわゆる一人会社を認めると同時に、社員数の最高限度をも定めるべきであるとされてい

(69) 資本額の定めにつき、最低限度額を法定すべきことは当然であるが、最高限度額の法定には相当の研究を要するとしている。<sup>(70)</sup> 定款規定をもつて定めうる任意義務のひとつである社員の追加出資義務の導入については、母国たるドイツにおいて、実際の利用がきわめて稀であり、この事実が参考になる旨が指摘されている。<sup>(71)</sup> 会社の機関につき、監査役の認否は、定款の自治に一任すべきであるとされている。<sup>(72)</sup> 社員総会において、書面決議を導入するのが適当であるとされている。<sup>(73)</sup>

(5) 昭和一〇年

この年には、商法改正に関する有力な論稿が少ない。有限責任会社法の採用に関するものについても同様である。

当時のドイツ有限責任会社法を全訳し、その法構造を解説するとともに、当時のフランス有限責任会社法を全訳して紹介した論稿<sup>(74)</sup>の存在を指摘しうるにとどまる。

(6) 昭和一一年

後の有限会社法を除く本体の商法典のはうは、昭和一〇年末に立案作業を終え、同年一二月二六日開会の第六八回帝国議会に提案されることになったが、昭和一一年一月二一日の衆議院の解散によつて、成立に至らなかつた。これによつて、有限会社法を除く商法改正法律案のみが、昭和一一年初めに公表された。

後の有限会社法の起草作業の進捗状況はどうだつたのであろう。松本烝治博士によれば、昭和一一年の初めにおいては、有限会社法案はまだ起草されていなかつたようである。松本博士は、商法改正案のはうは議会の通過後おそらく二年後でなければ施行されないのであろうから、商法改正案に一年遅れてこの特別法を議会に提出すれば、おそらく商法との同時施行が可能であるとの見通しを持たれていたようである。<sup>(75)</sup>

この年の有力な論稿として、佐々木博士の立法私案がある。<sup>(76)</sup> 設立から解散および組織変更に至るまで、具体的に三三項目を挙げて立法私案を提示されたものである。主たる提案を概観しておこう。

会社の体裁および設立に関する提案。社員数の最大限度を五〇人とするよう提案される。<sup>(77)</sup> ベルギー、トルコ、スペイン法等を参考にされたようである。最低資本金額を一円とするよう説かれている。<sup>(78)</sup> なお、社員は少数であつても多額な資本で經營しうるよう、資本金額の最高限度を設ける必要がないとされている。

社員の持分およびその譲渡に関する提案。持分に対する基本出資の金額は、最少限を一〇〇円とし、これを超える金額にあつては、一〇〇円をもつて整除しうる金額である限り、各社員について差異があることを認め、同時に、いわゆる持分単一の原則を認めるよう提案されている。<sup>(79)</sup> 持分の譲渡を相当に困難にすべく、スイス法案にならつて、総社員の四分の三以上にして資本の四分の三以上にあたる社員の同意がなければ、これを譲渡できなものとするのが適当であるとされている。<sup>(80)</sup> なお、譲渡が認められなかつたときは、譲渡を欲する者に会社に対する持分買取請求権を与え、その買取価額は、必要に応じて裁判所が閲与して決定されるよう提案されている。<sup>(81)</sup> 持分に対する基本出資につき、全額払込制の採用を求めておられる。

社員の責任に関する提案。社員の填補義務につき、違法配当および追加出資の違法払戻しの返還不履行があつたときならびに填補義務自体の不履行があつたときにこの義務を認めるよう主張される。追加出資義務につき、一定限度において定款責任として認めることが便利であると述べておられる。<sup>(82)</sup> また、現物の反復的給付に限つて、従給付義務（付随給付義務）を認めるよう説かれている。

会社機関に関する提案。業務執行役の任期は、定款に別段の定めがない限り、終身を原則とすべきであると説かれる。<sup>(83)</sup> 監査役を任意機関とすること、<sup>(84)</sup> 社員総会決議に書面決議を認めること、<sup>(85)</sup> 社員総会の招集権を基本出資の

一〇分の一以上にあたる少数社員に与えること、を提案されている。

社員総会における議決権は、基本出資の法定最少額たる二〇〇円ことに一個とすべきであると述べておられる。<sup>(90)</sup>

定款の計算に関する提案。貸借対照表の作成につき、株式会社に準じた規定を設けるが、その公告は強制しないものとし、同時に、社員および会社債権者に対して、それを閲覧に供する途をひらくよう提案される。<sup>(91)</sup> 社員は、

その善意悪意を問わず、違法配当を会社に返還する義務を負うものとする。<sup>(92)</sup> 社員に追加出資義務を認めることがの関連で、法定準備金の制度を認める必要はない。<sup>(93)</sup> 建設利息を必要とするような事業を目的とする会社は、株式会社形態によるべきである。<sup>(94)</sup> 以上のような提言がなされている。

#### 定款の変更に関する提案。

事業の変更や社員の負担する義務の増加をともなう定款の変更は、総社員の同意を要するものとし、他の定款変更は、総社員の半数以上にして資本の四分の三以上にあたる持分を有する社員が出席して、その過半数の決議によるとされている。<sup>(95)</sup>

解散および組織変更に関する提案。社員が一人となることは解散事由とはならず、<sup>(96)</sup> 社員の死亡、禁治産または破産等を解散事由とすべきか否かを定款の自治に委ねるべきであるとされている。<sup>(97)</sup>

この年のその他の論稿としては、一九三五年（昭和一〇年）七月九日に成立したベルギー有限責任会社法の紹介稿がある。<sup>(98)</sup>

#### （7）昭和一二年

昭和一三年会社法改正作業に先駆的、牽引的な役割りを果たした東京商工会議所は、有限責任会社制度の採用論議にも、積極的な役割りを果たそうとした。すなわち、同会議所が設置した商事関係法規改正準備委員会の主査委員会は、この年に（遅くとも五月以前）、仮決議案として、三〇項による有限責任会社法案要綱を公表し

ている。この要綱は、この会社の構成、設立の方法、社員の責任および義務、持分の譲渡、機関、資本の増加お  
よび減少、解散、組織変更等の各重要項目につき、その骨子となるべきもつとも緊急な項目を定めたものである。<sup>(99)</sup>

右の要綱の主たる提案は以下のようなものである。社員の出資を口数に分かち、その一口を一〇〇円以上とし  
(要綱第十三)、社員数の最大限を一〇〇人としたことにより(要綱第四)、資本の最小限を一万円とした(要綱  
第五)。設立に際しては、社員の全額払込主義を採用しようとしている(要綱第九)。出資の全部または一部の払  
込みがなかつたとき、総社員は会社債権者に対する直接責任として、連帶して補償責任を負うものとしている  
(要綱第十一)。現物出資または財産引受の目的価格の過大評価があつたときも、会社債権者に対する総社員の  
連帶責任を認めている(要綱第十二)。社員以外の者への持分の譲渡は、社員の半数以上にして総議決権(一口  
一議決権)の四分の三以上の同意を要するものとし、同意が得られなかつた場合には、持分を譲り渡そうとする  
者に、他の社員に対する持分買取請求権を付与しようとする(要綱第十四)。持分の相続が生じたときに、社員  
として不適当な者が参加する事態を招くことを防止すべく、総社員の決議によって、相当の代価をもつてその持  
分を他の社員に譲渡させることができる旨の定款規定を許容する(要綱第十五)。一定限度のいわゆる追加出資  
義務を定款責任とすることを認める(要綱第十六)。社員総会における書面決議を認め(要綱第十七)、総会決議  
を特別決議事項と通常決議事項とに分かつ(要綱第十八)。定款または社員総会の決議をもつて、一人または數  
人の業務の執行および会社の代表をする取締役を選任するが(要綱第十九、第二十)、その任期については法定  
しない(要綱第二十一)。貸借対照表の公告は強制しない(要綱第二十三)。違法配当があつたとき、総社員は、  
会社債権者に對して連帶して配当金返還義務を負う(要綱二十四)。一人会社を認める(要綱第二十七)。合名  
会社または合資会社の有限責任会社への組織変更を認める(要綱第三十)。

## 六、有限会社法案の国会提出と公表

昭和一三年一月、政府は、第七三回帝国議会に、第七〇回帝国議会において審議未了に終わった商法中改正法律案とともに、有限会社法案を提出し、同法案を公示した（昭和一三年一月一日付官報号外参照）。有限会社法案は、全一〇章八九か条から成るものであった。しかし、商法ことに株式会社法（同時提出の改正法律案）からの準用規定は、有限会社法案の条文数の倍近い一六〇か条にのぼっている。

この法案の大綱は、およそ以下のようなものである。

①有限会社は、商法上の会社とその軌を一にするものである（一条ないし四条）。②社員の責任は、その出資の金額を限度とすることをもつて原則とする（一七条）。すなわち、ドイツ法にあるような、定款による任意義務を認めることなく、法定義務のはかはこれを認めないという主義を採った。③社員の数は原則として二人以上五〇人以下たることとする（八条）。④資本の総額は一万円以上たることとする（九条）。⑤出資の一戸の金額は一〇〇円を下ることができないものとする（一〇条）。⑥持分の譲渡には社員総会の特別決議を要するものとしあつ、持分の有価証券化は許されないものとする（一九条、一二条）。⑦設立または増資にあたり、社員の公募をなしえないものとする（五一条二項）。⑧設立の際に出資全額の払込みおよび現物出資の目的たる財産の全部の給付を必要であるとする（一二条）。⑨現物出資および財産引受の目的たる財産の実価に不足があるときは、設立当時の社員が連帶して填補責任を負うべきこととする（一四条）。⑩払込みまたは現物出資の給付の未済については、会社成立当時の取締役、監査役および社員が連帶して填補責任を負うべきこととする（一五条）。⑪監査役は任意機関たることとする（三三三条）。⑫増資の場合についても、前掲の⑨⑩と同様の填補責任を認める

こととする（五四条、五十五条）。⑬社員総会における議決権は原則として出資一口につき一個とすることとする（三九条）。⑭総会決議には通常決議と特別決議の二種類があるものとする（四一条、四八条）。⑮総会招集の手続きおよび決議の方法をいちじるしく簡易なものとする（三六条、三八条、四二条）。⑯少数社員の訴訟提起請求権、総会招集請求権および検査役選任請求権を認めることとする（三七条、四一条、四五条）。⑰有限会社相互間および有限会社と株式会社との間において合併をなしえるものとする（五九条、六〇条）。⑱有限会社と株式会社との相互間において組織変更を認めることとする（六四条、六七条）。⑲貸借対照表の公告を必要としないものとする。⑳社債の発行が認められないものとする。

右の有限会社法案の公表直後、いちはやく、これに解説、批評を加えられたのは、大隅健一郎博士（当時助教授）<sup>(100)</sup>と伊澤孝平博士であった。<sup>(101)</sup>さらに、佐々木博士も法案の解説をされている。<sup>(102)</sup>なお、司法省民事局による法案の説明が、法曹会雑誌に収録されている。<sup>(103)</sup>

大隅健一郎博士は、「有限会社」という名称に関して、この名称は法案独自のものであり、立案者の苦心のほどは推察できるが、この名称をもつてしても会社の実体を表現しえるわけではなく、むしろ世界的な名称であり、わが国でも熟している「有限責任会社」の名称が勝っていると評しておられる。<sup>(104)</sup>

大隅博士は、法案全体を総括して以下のよう評されている。すなわち、本法案が規定する会社は、その実質において、株式会社とまったく別個の形態の会社というよりも、むしろ簡易株式会社と言うにふさわしい内容を有している。本法案が認める有限会社は、人的会社的要素と物的会社的要素との配合の具合において、とくに後者の要素を多分に具備しており、その点むしろ英國の私会社に近いものがある。そうとすれば、もしこれを株式会社の一変種として商法中に採り入れたならば、はるかに少數の規定をもつてより簡明に規定しえたのではな

かろうか。<sup>(104)</sup>

伊澤孝平博士の本法案全体に対する評価は、およそ以下のようなものである。すなわち、この法案が認める有限会社は、物的会社性が顕著であつて、株式会社の一変種と言つても過言ではない。たとえば、ドイツ有限责任会社法にあつては、定款の自治に委ねる範囲がきわめて広範であり、企業の目的や性質等に応じて人的性質を濃厚にすることもできれば、株式会社に近似せしめることもできるという構造になつてゐる。対して、わが有限会社法案は、この点においてはきわめて窮屈である。しかし、会社機構の単純簡易という点および会社債権者の保護という点に至つては、わが有限会社法案がはるかに優れている。<sup>(105)</sup>

## 七、有限会社法の成立と施行

第七三回帝国議会に有限会社法案を提出した政府の、この法案にかけた姿勢は、きわめて積極的なものであった。たとえば、大森洪太司法省民事局長は、昭和一三年二月二一日に、ラジオ放送を通じて、有限会社法案の理由説明を行われている。<sup>(106)</sup>また同局長は、新聞報道等にも積極的に協力され、有限会社を商法典中に規定しなかつた点等につき、新聞紙上で次のように述べておられる。「(有限会社)を商法の法典中に規定すると、商法の会社が五種類分なり勢い規定の錯綜する結果を来すのみならず、有限会社は我国に於て全く新しい制度であるから、その運用の実績に徴して或は将来に於てこれを改めて行く必要も生じて来るだろう」<sup>(107)</sup>から、改正の便宜も勘案しなければならない。

有限会社法案を付議された第七三回帝国議会において、貴族院は、昭和一三年二月一四日にこれを可決して衆議院に送付した。衆議院も、同年三月二二日にこれを可決した。かくして有限会社法は、同年四月四日付けをもつ

て、昭和一三年法律第七四号として公布された。その施行は、商法中改正法と同様、昭和一五年一月一日であった。

## 八、有限会社法成立後の議論状況

### (1) 昭和一三年①

この年に公表された論稿のなかには、有限会社法の内容に関する総論的、各論的解説稿<sup>(108)</sup>のほかに、わが国における有限会社制度の将来の利用動向を予測したものが見つけられる。この予測が、樂觀論と慎重論とに分かれている点が興味深い。

企業形態はその国の経済情勢と密接な関係を有するものであるから、有限会社制度がわが国においても当然に隆盛をきわめるものと早断することは許されまいとしつつ、<sup>(109)</sup> 樂觀論派は、当時の統計においてわが国に比較的小規模な会社が多数に上ること<sup>(110)</sup>、外國における実績を無視できること<sup>(111)</sup>、等を根拠に、将来におけるこの制度の利用率の大なるべきことはこれを断定して謬はあるまいとか、<sup>(112)</sup> いづれ株式会社と有限会社との併立の時代が到来するであろうと述べている。

樂觀論に与するもののなかに、当時の同族会社の実態をふまえて、有限会社の将来性を説くものがある。<sup>(113)</sup> すなわち、当時の所得税法二二条二項に定義された同族会社は、大蔵省主税局公表の昭和一一年一二月末現在の統計によれば、<sup>(114)</sup> 総株式会社数二五、七八五社中、一〇、五七五社に上り、株式会社全体の四一・〇一パーセントを占めている。<sup>(115)</sup> 同族会社のような、社員間の相互信頼に基礎を置く株式会社は、単に有限責任制度の恩恵に浴し、税金関係の考慮に基づくものにすぎないのが現実なのであるから、有限会社はかかる会社の要求に答えるもので

(表IV) 同族会社統計  
(昭和11年12月末現在)

会社種類別	会社総数	同族会社数(百分率)
合名会社	18,807	17,390 (92.47)
合資会社	51,613	46,766 (90.61)
株式会社	25,785	10,575 (41.01)
株式合資会社	41	19 (46.34)

あると説かれている。<sup>(117)</sup> なお、すべての会社種類における当時の同族会社の状況は、表IVに示すとおりである。これらの統計を根拠に、有限会社に対する社会的要求は高いものであろうと予測し、株式会社だけでなく、合名会社、合資会社、株式合資会社から有限会社へ組織を変更するものが決して少なくないであろうと結論づけている。<sup>(118)</sup> 以上に対し、慎重論派は次のように主張している。見逃すことができるのは、世間に「会社にするならば株式会社」という見方があることである。見逃すことができるのは、世間に「会社にするならば株式会社」という見方があることである。見逃すことができるのは、世間に「会社にするならば株式会社」という見方があることである。<sup>(119)</sup> 漢然とした考え方から、会社を株式会社にしているものが多いということである。したがつて、案外なお株式会社たる現状のままで進む向きが多いかもしれない。また、新しい制度といふものは、多少の年月を経て、人々がこれに馴れるということが必要であり、便利な制度であるからといって、急にこの形態の会社が増えることも期待できない。<sup>(120)</sup>

右に加え、わが国において意外に合資会社の利用が多いのは、最少限ひとりだけ無限責任社員を置けば、残りの社員が有限责任社員でいられるという利点があるからであると分析し、このような会社のなかからこそ、合資会社から有限会社に転換するものが出てくることが予想されるのに、新法においては、かかる場合に組織変更という便法が認められていないという点が、とくに強調されて指摘されている。<sup>(121)</sup>

将来予測以外の、有限会社法自体に関連した各論的指摘としては、次のような意見がある。すなわち、有限会社の資本の総額は一万円以上たることを要すると規定されている。この点は、会社濫設の防止や社会公益を害する危険の回避という観点から肯

定しうる。しかし、株式会社については、その最少社員数七人が額面五〇円の株式を一株あて引き受ける場面を想定すれば三五〇円の資本金で、かりに一時に全額を払い込む場合に株式の金額が二〇円であるときは（昭和一三年商法二〇二条二項）一四〇円の資本金をもつて法律的には会社の設立が可能である。そつとすれば、有限会社法との均衡上、株式会社法においても最低資本金額を定めるべきではなかつたであろうか。<sup>(122)</sup>

この年の有限会社に関する比較法的研究としては、スイス法の紹介稿<sup>(123)</sup>およびドイツ有限責任会社法の改正要綱<sup>(124)</sup>の紹介稿がある。いずれも、わが国の議論に直接の関連があるものではない。

## （2） 昭和二三年②

有限会社法につき、この当時もつとも詳細に総論的、各論的検討がなされた論稿として、法学志林上に連載された大隅健一郎博士、大橋光雄助教授（当時）、千野國丸学士（当時）および三宅一夫学士（当時）による評説<sup>(125)</sup>がある。

有限会社法に対する総括的概評は、この法律については最初からの期待が大きすぎたためか、いささか期待はずれの感なしとしない<sup>(126)</sup>、ときわめて辛口の感想が付されている。

まず、「有限会社法」の名称が鵠（ぬえ）的名称であり、公称名として採用するには賛成できないとされ、「有限责任会社」の名称は完全無欠ではないにしても、「有限会社」の名称には優つてゐるとされる。<sup>(127)</sup>

本法の条文は、過多、繁雑にして不洗練であると断じられる。すなわち、本法は、もし準用規定がなければ二百数十条を超えるわけであるが、それだけの数の規定が必要ならばともかく、物的会社と人的会社の中間形態の会社を規定しようという目的の達成のために、これほど多くの条文が必要なのか、と述べておられる<sup>(128)</sup>。さらに、準用法規の立法方針に统一性がなく繁雑きわまると指摘されている。そして、本法はときわめて物的会社に偏傾し

た立法であるが、「小型株式会社」の創作を目指すならば、もつと別の方法があつたのではないか、はたして、本法のような単行法が適当であつたのかと総括されている。<sup>(13)</sup>

各論的批評に関しても、きわめて詳細な検討がなされているが、ここでは、会社成立当時の社員、取締役等の填補責任の免除制限に関する問題、取締役の解任に関する問題、定款変更のための社員総会手続きに関する問題への指摘を取り上げておこう。

有限会社法一六条は、現物出資および財産引受に関する会社成立当時の社員の填補責任（一四条）ならびに出资履行未済に対する会社成立当時の取締役、監査役および社員の填補責任（一五条）にかかる義務免除の制限規定である。同条は、右の責任を五か年以内は免除しないとして、この責任を厳格にして、会社資本を確保しようとする主旨である。しかし、この規定は、会社債権者のための保護規定としては、空文化するおそれがある。同条において、社員の責任を何人が免除するのか必ずしも明らかではないが、とくに規定がないのであるから、社員総会の決議によつても、取締役の業務執行行為によつても免責されうると解される。そうとすれば、社員総会も取締役も結局は有力な社員の左右するところとなるから、これらの社員は、五年を経過すれば、いずれにせよ自己の免責を得てしまふ結果となる。また、取締役、監査役の責任の免除は、四〇条一項四号に基づく社員総会の特別決議によることになるが、この場合にも無制限に免責を有効と解せば、会社債権者を害する結果となる。およそ以上のようないい處がなされている。<sup>(13)</sup> この指摘は、増資の場合の填補義務免除の制限に関する五六条や組織変更の場合の純資産額填補義務免除の制限に関する五六条二項<sup>(13)</sup>にも妥当する。

有限会社法三三条は、有限会社の取締役に必要な規定を株式会社の取締役に関する諸規定から準用しているが、取締役の解任（商法二六二条）の規定をも準用している。しかし、有限会社の取締役は、定款をもつて定められ

るのを通常とし、株式会社のように選任によるのはむしろ例外たるべきことは、同法一一条が予想するところである。これを予想するなら、定款に定めた取締役の解任に関しては、株式会社におけると異なる考慮がなされるべきである。にもかかわらず、選任によるのを常態とする株式会社の取締役の規定をそのまま有限会社の取締役に準用するのは均衡を欠く。定款に定められた取締役の解任は、同時に定款変更の手続きによらなければならぬのは当然であるが、それにしても、特別多数による特別決議さえあれば、いつでも解任しうるとするには妥当ではない。社員が取締役たる場合と社員でない者が取締役たる場合とを同一に扱つることも妥当でないし、任期の定めがない場合に無賠償解任を許すことも妥当ではない。<sup>(134)</sup>

社員総会招集手続きに関する有限会社法三六条は、商法二三二二項のようないわゆる議事日程の通知に関する規定を設けていない。その当否は、はなはだ疑問である。たとえば、定期総会の期日を定めておいて招集通知を省略するようなことが許されているならばともかく、毎回必ず招集通知を要することとしながら、議事日程だけ通知しなくてよいとすることは、とうてい是認しえない。<sup>(135)</sup> 有限会社においては、総会招集の通知さえあれば、隨時の総会において何時にも有限会社法四七条の定款変更の議案を提出できることになる訳であるから、社員は、まったく不意打ちの形でその審議を強いられるということになる。このように、定款の変更のような重要な事項に関して、何らの準備も考慮も与えられないまま、突如議案の審議決定を求めるることは、いかにも不当である。<sup>(136)</sup>

### (3) 昭和一四年

この年には、経済学者の論稿に注目すべきものが目立つ。

経済史学的見地から、有限责任会社制度の生成過程を研究した論稿<sup>(137)</sup>がある。法律学者は、有限责任会社を、立法者による意識的な法律創造の産物と見ていくが、経済学者は、かかる見解に必ずしも賛同しない。右のようない

見方は、法律上は正当であるかもしれないが、経済上では、有限責任会社法によつて別段新しい企形形態が出現したわけではないと捉えている。<sup>(138)</sup> 言わば、ドイツにおいて一八九二年に有限責任会社法が制定せられたことによつて忽然として一個の新企業形態が出現したわけではなく、それ以前からすでに他の法律形態の利用によつて事实上存在していたものに新しい外被が作られたまでのことである。<sup>(139)</sup> この論稿は、このよだな観点から、ドイツにおける有限責任会社制度の生成課程を、たとえば合資会社の無限責任社員に藁人形を使用したり、鉱山法上の鉱山会社の他の産業部門への採用といった経済事象を通じて分析している。商法史上的成果という観点からも、評価しえるものであろう。

右のほかに、経済学者の論稿として、経営学会における研究報告を基礎として、ドイツの統計資料の分析等も加えて、わが国の有限会社の将来の経営上の問題点を指摘したものがある。<sup>(140)</sup> ここでは、組織変更に関する指摘と自己持分の所有に関する指摘とを取り上げておこう。

株式会社から有限会社への組織変更に関して次のような指摘がなされている。わが国においては、今後、中小規模の株式会社から有限会社への組織変更が広汎に行われることが予想される。その際、資本充実の主旨から、有限会社法は、変更後の有限会社の新資本額が株式会社に現存する純財産額を超過する額たるを許さない（六四条第一項）とともに、もし組織変更の決議当時の純財産額が資本總額に不足するときは、決議当時の取締役、監査役および株主に会社に対してその不足額を支払う義務を課している（六五条）。ところが、組織変更に際して作成される貸借対照表は、年次対照表とは異なり、現行の営業を続行することを前提として個々の財産の有する価値が評価され記載されるいわゆる財産貸借対照表である。そうとすれば、設立の際におけると異なり、これらの財産価値がいざれも市場価格とは相当の乖離を生じることが当然であるから、評価の厳正を期することはいつ

そう困難になるのではなかろうか。加えて、有限会社は貸借対照表の公示を必要としないことを本則とするものであり、社員が近親者をもって構成されることが多いのであるから、冷静な批評の作用する余地も少ないのである。したがつて、多数の株式会社にして実用価値を喪失したものが過剰評価によつて有限会社に乗り換える傾向が生じはしまいか。もし、この傾向が生じるとすれば、その最たる原因は、貸借対照表に公示性がない点に求められるであろう。<sup>(141)</sup>

有限会社における自己持分の所有に関する問題では、以下のようない指摘がなされている。有限会社法は、株式会社における自己株式取得禁止規定を準用している。(二四条一項、商法二二〇条)。しかし、有限会社における持分の譲渡性が制限されているのであるから、株式会社規定の準用をもつてしては律しえない点が多く存することになるのではなかろうか。有限会社社員の第三者に対する持分の譲渡には厳重な制限規定があり、実際において持分の譲渡は、きわめて困難である。有限会社の社員は、持分を譲渡することによってのみ会社との関係を断ちえるのであるから、このような事態を考慮すれば、会社が自己持分を所有しうる範囲を、商法二二〇条に掲げる三つの場合に限るのは、狭きに失するのではなかろうか。したがつて、有限会社の自己持分の獲得には、若干の余裕が与えられるべきである。<sup>(142)</sup>

また、この年には、有限会社法に関する質疑応答集が足かけ二年にわたつて法学志林に収録されている。<sup>(143)</sup> 実務面における詳細な解説となつてゐる。さらに、若干の解説稿<sup>(144)</sup>およびドイツ有限责任会社法の改正問題の紹介稿<sup>(145)</sup>がある。

#### (4) 昭和一五年・昭和一六年

昭和一五年には、法務局による有限会社法の解説稿<sup>(146)</sup>が公表されている他、総論的解説稿がある。

昭和一六年には、有限会社の社員の持分の意義を純粹な財産的権利であると捉える立場から、これを検討する論稿<sup>(48)</sup>がある。有限会社の比較法的研究を試みて未完に終わった論稿<sup>(49)</sup>およびドイツの改正論議の報告論稿<sup>(50)</sup>がある。いずれも、とくに付言を要するものではないと思われる。

昭和一三年会社法に関する株式会社をめぐる議論については、先の論稿において、昭和一六年末をもつて戦前の議論の執着点とした。有限会社をめぐる議論についても、これに合わせようと思う。

### 九、終章——大戦終結前における有限会社の普及状況

表Vは、昭和一五年から昭和二〇年に至るわが国における会社組織別法人数を示したものである。表VIは、昭和一五年から昭和一七年に至る会社新規設立数および合併解散数を表わしたものである。

明らかに合名会社、合資会社の数が減少するとともに、有限会社数は着実な伸びが見受けられる。とくに、昭和一七年度は、新規設立の会社のうち、実に五七・七パーセントが有限会社形態によるものである。また、合資会社の合併解散数が大きいのも特徴として指摘しうるであろう。あるいは、解散した合資会社が新たに有限会社として設立された例が少なからず存在するためであろうか。

ところでこの時期、ドイツにおけるナチス政権確立後、同国の有限責任会社の発展に停滞がみられるとの指摘がある。<sup>(51)</sup> 有限責任会社は、一面で、法による厳格な規整を緩和するという長所をもつて誕生したわけであるから、国防国家体制への移行によって、企業活動それ自体に対する国家によるさまざまな干渉が生じる時代には、有限責任会社という企業形態が有する長所は相当に減殺されることになろう。当時の一部のドイツの学者は、有限責任会社制度の発展の停滞を、ドイツ国民が有限会社が来たるべき立法によつて冷遇されるであろうとの印象を抱

(表V) 会社組織別法人数 (昭和15年～昭和20年)

年 次	休業中の会社							新設の会社	解散又は合併の会社
	総 数	合名会社	合資会社	株式会社	株式合資会社	有限会社	相互会社		
昭和15年	91,028	15,663	37,592	35,936	28	1,805	4	10,692	10,298
16	97,203	15,035	35,404	39,284	25	7,451	4	10,935	14,745
17	101,939	13,579	32,043	40,949	23	15,342	3	11,359	14,506
18	102,819	12,267	28,242	42,998	23	19,286	3	10,394	9,220
19	102,316	10,359	25,338	47,093	17	19,507	2	7,004	.....
20	95,773	9,358	21,606	46,042	43	18,722	2	7,654	7,408

総務省統計局 日本長期統計総覧4巻(昭和63年) 162頁をもとに作成

(表VI) 会社設立・合併解散状況 (昭和15年～昭和17年)

年 次	新規設立					合併解散				
	会社数				資本額 (千円)	会社数				資本額 (千円)
	合名	合資	株式	合資		合名	合資	株式	合資	
昭和15年	1,213	2,695	4,580	2	1,803	10,238	1,320,223	1,569	4,990	1,401
16	1,135	2,804	5,112	1	5,690	14,745	2,809,522	1,546	4,293	1,930
17	449	1,189	4,497	1	8,370	14,506	4,942,532	1,774	3,635	2,949

各年度の東洋経済新報年鑑をもとに作成

いたことによつて生じた変化であると考えたようである。<sup>(12)</sup>

右のような事情を勘案するならば、國家総動員体制下にあるにもかかわらず、この時期におけるわが国の有限会社の発展は、数字的にはかなり肯定的な評価が与えられてもいいのではなかろうか。有限会社法の施行が平時の経済社会情勢のうちに行われていれば、有限会社の現状は、今日とは相当に変わつたものになつていたかも知れない。

(1) 拙稿「昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第一部」神戸学院法学二五卷一号（平成七年）二二頁以下、「同・第二部」神戸学院法学二五卷二号（平成七年）一頁以下。

(2) 表Iは、升本重夫「株式会社法の改正と有限责任会社制度」法曹公論三三卷三号（昭和五年）一八頁の記述をもとに作成した。

(3) 同前一九頁参照。

(4) ドイツ法の体系的紹介の嚆矢として、杉山直治郎「現行有限责任会社法(1)～(4)」法学協会雑誌三五卷一二号（大正六年）二六頁以下、三六卷一号（大正七年）七一頁以下、三六卷二号九一頁以下、三六卷三号六八頁以下、を挙げることができる。

(5) 同前・三五卷一二号三一頁参照。

(6) 同前参照。

(7) 同前三二一～三二頁参照。

(8) 同前三八頁。

(9) 表IIは、佐々穆「世界に於ける有限责任会社法概説(1)」産業七卷八号（昭和五年）三頁の記述等を参考に作成した。

- (10) 佐藤義雄「我が國近代立法史初期を飾る差金会社」〔有限会社について〕同志社論叢六五号（昭和一四年）七八頁。
- (11) 同前八二頁。
- (12) 同前八九頁。
- (13) 同前九〇一九一頁。
- (14) 同前九二頁。
- (15) 同前。
- (16) 同前七九頁。
- (17) 拙稿・注(1)前掲二五卷一號二七頁参照。
- (18) 松本烝治「各國有限責任会社制度概説(2)」商工月報六卷一号（昭和五年）一二七頁参照。
- (19) 升本・注(2)前掲六一七頁参照。
- (20) 同前七頁。
- (21) 拙稿・注(1)前掲二五卷一号四〇頁参照。なお、同七三頁△資料4▽。
- (22) 同前四三頁参照。
- (23) 松本烝治「商法改正要綱解説(1)」法学協会雑誌四九卷九号（昭和六年）一二七頁参照。なお、同「商法改正の話(1)」東京工場懇話会会報六〇号（昭和六年）一七頁参照。
- (24) 同前、解説(1)一二八頁。
- (25) 同前参考照。
- (26) 佐々穆「瑞西債務法改正案に於ける有限責任会社に就て」国民経済雑誌五一卷一号（昭和六年）六一頁以下。なお、スイス草案の純然たる紹介については、無記名記事「瑞西に於ける有限責任会社(1)～(2)」商工月報六卷一二号（昭和五年）一〇六頁以下、七卷一号（昭和六年）一二三頁以下。

昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

- (27) 佐々・同前六一—六三頁参照。
- (28) 同前六一、六四頁参照。
- (29) 藤江忠一郎「独逸の現行有限责任会社法の改正に就いて」法曹会雑誌九卷一〇号（昭和六年）七九頁以下。
- (30) 同前八一頁。
- (31) 島本英夫「有限责任会社に就きて」商業と経済（長崎高商）一三卷一号（昭和七年）一頁以下、上原健男「有限责任会社制度の法律的考察(1)—(2)」法律学研究（日大日本法政学会）二九卷四号（昭和七年）四九頁以下、二九卷六号一二頁以下。
- (32) 島本・同前五四頁参照。
- (33) 上原・注(31)前掲二九卷六号一二頁。
- (34) 島本・注(31)前掲七頁。
- (35) 同前一〇一一一頁。
- (36) 同前六頁。
- (37) 同前九頁参照。
- (38) 同前二二一三頁参照。
- (39) 上原・注(31)前掲二九卷六号一八一一九頁参照。
- (40) 島本・注(31)前掲二二一三頁参照。
- (41) 同前一三頁参照。
- (42) 同前一四頁参照。
- (43) 寺尾元彦「有限责任会社員責任論」早稲田法学一三号（昭和八年）一頁以下。
- (44) 同前八一九頁参照。

- (45) 同前一六頁。
- (46) 同前。
- (47) 同前一六一一七頁。
- (48) 同前三〇一三一頁。
- (49) 寺尾元彦「有限責任会社社員の責任に就て」早稲田法学会誌一号（昭和八年）三五七頁。
- (50) 寺尾・注(43)前掲四九頁。
- (51) 同前五一頁。
- (52) 同前五三頁。
- (53) 同前三六頁。
- (54) 同前四六頁。なお、寺尾・注(49)前掲三五八頁参照。
- (55) 同前六六頁。
- (56) 佐伯俊三「有限責任会社法制の発達(1)～(3)」法曹会雑誌一二巻六号（昭和九年）一六頁以下、一二巻八号四三頁以下。
- (57) 同前・一二巻六号一七頁。
- (58) 同前一九頁参照。
- (59) 同前一八頁。
- (60) 同前・一二巻八号四五頁。
- (61) 同前四六頁。
- (62) 同前。
- (63) 同前。

## 昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

- (64) 同前四七頁。
- (65) 同前五三頁。
- (66) 同前五二頁。
- (67) 佐々穆「有限責任会社に就きて」法学新報四四卷六号（昭和九年）三〇頁以下。
- (68) 同前四〇頁参照。
- (69) 同前四一頁参照。
- (70) 同前参照。
- (71) 同前四四頁参照。
- (72) 同前四六頁参照。
- (73) 同前参照。
- (74) 千野國丸「有限責任会社制度に就きて(1)～(6)」銀行論叢二五卷三号（昭和一〇年）五三頁以下、二五卷四号一二頁以下、二五卷五号六五頁以下、二五卷六号四〇頁以下、二六卷一号（昭和一一年）四六頁以下、二六卷二号七四頁以下。
- (75) 松本烝治「商法の改正に就て」法の友二号（昭和一一年）九頁参照。
- (76) 佐々穆「有限責任会社法私案(1)～(2)」法学新報四六卷七号（昭和一一年）一頁以下、四六卷九号三一頁以下。
- (77) 同前・四六卷七号七頁。
- (78) 同前。
- (79) 同前八頁。
- (80) 同前一〇頁。
- (81) 同前一二頁。

- (82) 同前。
- (83) 同前一三頁。
- (84) 同前一五頁。
- (85) 同前一五六頁。
- (86) 同前一六頁。
- (87) 同前一七頁。
- (88) 同前一八頁。
- (89) 同前。
- (90) 同前一八一九頁。
- (91) 同前一九頁。
- (92) 同前・四六卷九号三一一三二頁。
- (93) 同前三三一三四頁。
- (94) 同前三四頁。
- (95) 同前。
- (96) 同前三五頁。
- (97) 同前。
- (98) 長岡富三「ベルギー有限責任会社法」民商法雑誌四卷二号（昭和一一年）二一〇頁以下。
- (99) 佐々穆「有限責任会社法案要綱解説」法学新報四七卷六号（昭和一二年）一頁。
- (100) 大隅健一郎「有限会社法案に就て」法律時報一〇卷三号（昭和一三年）一二二頁以下、伊澤孝平「有限会社法案概説(1)——(2)」法学七卷三号（昭和一三年）八〇頁以下、七卷四号九八頁以下。

## 昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

- (101) 佐々穆「有限会社法案を読む」法学新報四八卷三号（昭和一三年）一頁以下。
- (102) 司法省民事局「有限会社法案説明」法曹会雑誌一六卷三号（昭和一三年）六三頁以下。
- (103) 大隅・注（100）前掲二二頁。
- (104) 同前二三頁。
- (105) 伊澤・注（100）前掲七卷四号一〇八頁。
- (106) 山口与八郎「有限会社の研究(1)」法律新聞四二四三号（昭和一三年）三頁参照。
- (107) 読売新聞昭和一二年四月一七日記事。
- (108) 主たる解説稿として、堀内信之助「有限会社法に付て」鉄道軌道経営資料二一卷一一号（昭和一三年）一頁以下、根本松男「有限会社の資本の充実」日本法学四卷七号（昭和一三年）三九頁以下。
- (109) 島本英夫「有限会社法」内外研究一卷三・四号（昭和一三年）八九頁。
- (110) 同前八八一八九頁。
- (111) 永田菊四郎「有限会社法の概要(2)」日本法学四卷八号（昭和一三年）一〇一一一〇二頁参照。
- (112) 島本・注（109）前掲九〇頁。
- (113) 永田・注（111）前掲一〇三頁。
- (114) 藻利重隆「有限会社について」名古屋高商商業経済論叢一六卷二号（昭和一三年）五一頁以下。
- (115) 当時の所得税法二一条二項は、同族会社を次のように定義していた。「本法ニ於テ同族会社ト称スルハ株主又ハ社員ノ一人及之ト親族、使用人等特殊ノ関係アル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計カ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相当スル法人ヲ謂フ」。
- ちなみに、今日の同族会社に関する定義規定は、法人税法二条一〇号に設けられている。
- (116) 藻利・注（114）前掲五五頁。

- (117) 同前五五一五六頁、六七頁参照。
- (118) 同前六九頁。
- (119) 山崎定雄「有限会社概説」鉄道規道經營資料二一卷四号（昭和一三年）一九四一—一九五頁。
- (120) 同前一九五頁。
- (121) 同前一九四頁。
- (122) 島本・注（109）前掲八四頁参照。
- (123) 八木弘「瑞西に於ける有限責任会社法の制定」国民經濟雑誌六四卷四号（昭和一三年）一〇一頁以下。
- (124) 八木弘「独逸有限会社法改正要綱」国民經濟雑誌六五卷三号（昭和一三年）一一三頁以下。
- (125) 大隅健一郎「大橋光雄・千野國丸・三宅一夫「有限会社法評説(1)―(5)」法学志林四〇卷四号（昭和一三年）六三頁以下、四〇卷五号一六頁以下、四〇卷六号二一頁以下、四〇卷七号一六頁以下、四〇卷八号一八頁以下。
- (126) 同前・四〇卷四号六五頁。
- (127) 同前六六頁。
- (128) 同前六六一六七頁。
- (129) 同前六七頁。
- (130) 同前六八頁。
- (131) 同前八一―八二頁参照。
- (132) 同前・四〇卷六号五五頁。
- (133) 同前・四〇卷八号二三頁。
- (134) 同前・四〇卷五号三七一三九頁。
- (135) 同前・四〇卷六号二四頁。

- (136) 同前四二一一四三頁。
- (137) 増地庸治郎「有限責任会社制度の生成」経済学論集（東大経済学会）九巻九号（昭和一四年）三六頁以下。
- (138) 同前三七頁。
- (139) 同前三八頁。
- (140) 小高泰雄「有限会社經營上の若干の問題」三田学会雑誌三三巻一二号（昭和一四年）三九頁。
- (141) 同前五〇一一五一頁参照。
- (142) 同前五三一五五頁参照。
- (143) 横田正俊＝佐々木良一「有限会社法に關する質疑応答(1)－(13)」法学志林四一巻八号（昭和一四年）九二頁以下、四一巻九号九三頁以下、四一巻一〇号一〇四頁以下、四一巻二一号一一三頁以下、四一巻一二号一〇八頁以下、四一巻一号（昭和一五年）一二〇頁以下、四二巻三号一〇四頁以下、四二巻四号一〇六頁以下、四二巻五号一〇六頁以下、四二巻七号一一〇頁以下、四二巻九号一〇二頁以下、四二巻一〇号一一一頁以下、四二巻一二号八七頁以下。
- (144) 高瀬三郎「有限会社法概説」銀行論叢三三巻六号（昭和一四年）三三頁以下、同「有限会社法に就て」中央銀行会通信録四三八号（昭和一四年）二頁以下。
- (145) 大橋光雄「独逸有限責任会社委員会第一回報告書」法学論叢四〇巻四号（昭和一四年）一四四頁以下。
- (146) 法務局「有限会社法解説」台法月報三四巻九号（昭和一五年）四九頁以下。
- (147) 堀部靖雄「有限会社の特色(1)－(2)」長崎高商研究會彙集二八巻二号（昭和一五年）一頁以下、二八巻三号一九頁以下。
- (148) 水口吉藏「有限会社員の持分(上)(下)」明大法律論叢二〇巻一号（昭和一六年）一〇頁以下、二〇巻二号一頁以下。
- (149) 佐々穆＝市川秀雄「最近における有限会社法の比較的研究(1)－(2)」法学新報五一巻一号（昭和一六年）二二一頁以下。

下、五一巻六号五八頁以下。

(150) 大橋光雄「独逸有限責任会社委員会第一回報告書」法学論叢四五卷三号（昭和一六年）一一七頁以下。

(151) 小高・注 (140) 前掲四六頁。

(152) 同前参照。

〔訂正〕

〔昭和二三年会社法改正の歴史的展開・第二部〕神戸学院法学二五巻一号に以下の誤りがあつたので訂正します。七一  
(四四二) 頁の四、六、一二行の「企業の所有と分離」は、「企業の所有と経営・支配との分離」の誤りです。

（平成七年七月六日）

○東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会における主査委員会仮決議案「有限責任会社法案要綱」（昭和一二年）

昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

- 第一 立法の体裁は特別法を以てすること
- 第二 名称は有限責任会社とすること
- 第三 目的には當利に限定すること
- 第四 社員数の最大限は百人とすること
- 第五 資本の最小限は一万円とすること
- 第六 法人とすること
- 第七 商人と看做すこと
- 第八 会社の設立には二人以上の社員を要するものとすること
- 第九 会社の設立に付ては社員全員が定款を作成し、持分に対する全額の出資を完了し、取締役を選任し、其の取締役が設立登記を為すに因りて会社が成立するものとすること
- 第十 定款の作成には公証人の認証を要するものとすること
- 第十一 出資の全部又は一部の払込なきことを發見したる場合に付き会社債権者に対する總社員及び取締役の連帶責任を認むること
- 第十二 現物出資又は財産引受の目的の価格が定款に定めたる価格に達せざりし場合に付き会社債権者に対する總社員の連帶責任を認むること
- 第十三 出資は之を口数に分ち一口を百円以上とし、議決権は一口に付き一個とすること
- 第十四 社員以外の者に対する持分の譲渡は社員の半数以上にして總議決権の四分の三以上の同意を要し、其の同意を得ること能わざるときは他の社員をして相当代償を以て其の持分を買取らしむることを得るものとすること
- 第十五 社員に相続事由を生じたるときは社員総会の決議に依り相当代償を以て其の持分を他の社員に譲渡さしむることを得る旨を定款を以て定め得るものとすること
- 第十六 一定額の追加出資を為す義務は定款を以て之を定むることを得べきものとし其の強制履行の方針に付く法律に規定を設くること

第十七　社員総会の決議は定款に別段の定ある場合を除く外別に書面表決の方法に依ることを得るものとすること

第十八　社員総会の決議は（イ）定款の変更（ロ）会社の解散（ハ）会社の合併等に付ては社員の半数以上にして総議決権の四分の三以上の同意を必要とし、其の他の通常事項に付ては総議決権の過半数の同意を以て足るものとすること

第十九　業務の執行及び会社の代表は一人又は数人の取締役之に当るものとすること

第二十　取締役の選任は定款又は社員総会の決議を以て之を為すものとすること

二十一　取締役の資格及び任期は特に法律を以て之を定めざること

第二十二　監査役は任意機関とすること

第二十三　貸借対照表の作成に關しては株式会社に準じて規定を設くるも其の公告は之を強制せざるものとすること

二十四　違法配当の場合に於ける配当金返還義務を定め之に付き会社債権者に対する總社員の連帶責任を認めること

第一十五　資本増加の場合に於ける出資の払込、現物出資及び財産引受等に付き設立の場合に準じて規定を設むること

第一十六　資本減少の場合には異議ある債権者には弁済を為し、又は担保を供するものとすること

第一十七　社員が一人と為りたることは之を解散事由と為さざること

第一十八　株式会社の特別清算に關する商法改正法案中の規定に準じて規定を設くること

第一十九　株式会社又は株式合資会社と本会社との間の組織変更及び合併を認むること

第二十　合名会社又は合資会社は其の組織を変更して本会社と為ることを得るものとすること

\*佐々穆「有限責任会社法案要綱解説」法学新報四七巻六号（昭和二二年）一頁以下を底本とする。カタカナをひらがなとし、旧漢字を新漢字とした。

## 昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

○有限公司法（昭和一四年四月五日法律第七四号）

## 有限公司法目次

第一章 総則	第二章 設立	第三章 社員ノ権利義務	第四章 会社ノ管理	第五章 定款ノ変更	第六章 合併及組織変更	第七章 解散	第八章 外国会社	第九章 罰則	第十章 雜則	附則	有限公司法
第一章 総則	第二章 設立	第三章 社員ノ権利義務	第四章 会社ノ管理	第五章 定款ノ変更	第六章 合併及組織変更	第七章 解散	第八章 外国会社	第九章 罰則	第十章 雜則	附則	有限公司法
第一項 本公司ハ之ヲ法人トス	第二項 有限公司ハ商行為ヲ為スヲ業トセザルモ之ヲ商人ト看做ス	第三項 有限公司ノ商号中ニハ有限公司ナル文字ヲ用フルコトヲ要ス	第四項 商法第五十四条第二項、第五十五条及第五十七条乃至第六十一条ノ規定ハ有限公司ニ之ヲ準用ス	第五項 有限公司ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス 商法第一百六十七条规定ハ有限公司ニ之ヲ準用ス	第六項 定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス						
一 目的											
二 商号											
三 資本ノ総額											

- 四 出資一口ノ金額  
 五 社員ノ氏名及住所  
 六 各社員ノ出資ノ口数  
 七 本店及支店ノ所在地  
 第七条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ  
 一 存立時期又ハ解散ノ事由  
 二 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格及之ニ對シテ与フル出資口数  
 三 会社ノ成立後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名  
 四 会社ノ負担ニ帰すべき設立費用  
 第八条 社員ノ總數ハ五十人ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ裁判所ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限りニ在ラズ  
 前項ノ規定ハ遺産相続又ハ遺贈ニ因リ社員ノ數ニ変更ラ生ズル場合ニハ之ヲ適用セズ  
 第九条 資本ノ總額ハ一万円ヲ下ルコトヲ得ズ  
 第十条 出資一口ノ金額ハ均一トシ百円ヲ下ルコトヲ得ズ  
 第十一条 定款ヲ以テ取締役ヲ定メザルトキハ会社成立前
- 社員總会ヲ開キ之ヲ選任スルコトヲ要ス  
 前項ノ社員總会ハ各社員之ヲ招集スルコトヲ得  
 第十二条 取締役ハ社員ヲシテ出資額ノ払込又ハ現物出資ノ目的タル財産全部ノ給付ヲ為サシムルコトヲ要ス  
 商法第百七十二条但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第十三条 有限会社ノ設立ノ登記ハ前条ノ払込又ハ給付アリタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス  
 前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス  
 一 第六条第一号乃至第四号ニ掲タル事項  
 二 本店及支店  
 三 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ理由  
 四 取締役ノ氏名及住所  
 五 取締役ニシテ会社ヲ代表セザル者アルトキハ会社ヲ代表スベキ者ノ氏名  
 六 数人ノ取締役が共同シ又ハ取締役が支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定  
 七 監査役アルトキハ其ノ氏名及住所  
 商法第九条乃至第十五条、第六十四条第二項及第六十五条乃至第六十七条ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス

## 昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

第十四条 第七条第二号及第三号の財産の会社成立當時二  
於ケル実価ガ定款ニ定メタル価格ニ著シク不足スルトキ

ハ会社成立當時ノ社員ハ会社ニ対シ連帶シテ其ノ不足額  
ヲ支払フ義務ヲ負フ

第十五条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル払込又ハ給付ノ未  
済ナル出資アルトキハ会社成立當時ノ取締役、監査役及  
社員ハ連帶シテ払込ヲ為シ又ハ給付未済財産ノ価額ノ支  
払ヲ為ス義務ヲ負フ

第十六条 前二条ニ定ムル義務ハ会社成立ノ日ヨリ五年ヲ  
経過シタル後ニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

### 第三章 社員の権利義務

第十七条 社員ノ責任ハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク  
ノ外其ノ出資ノ金額ヲ限度トス

第十八条 各社員ハ其ノ出資ノ口数ニ応ジテ持分ヲ有ス

第十九条 社員ハ第四十八条ニ定ムル社員総会ノ決議アル  
トキニ限り其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スルコ  
トヲ得但シ定款ヲ以テ譲渡ノ制限ヲ加重スルコトヲ妨ゲ  
ズ

譲渡ニ因リ社員ノ総数が第八条第一項ノ規定ニ依ル制限

ヲ超ユル場合ニ於テハ遺贈ノ場合ヲ除クノ外其ノ譲渡ヲ  
無効トス

社員相互間ノ持分ノ譲渡ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ  
定款ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第二十条 持分ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所並ニ移転スル  
出資口数ヲ社員名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社  
其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二十一条 有限会社ハ持分ニ付指図式又ハ無記名式ノ証  
券ヲ発行スルコトヲ得ズ

第二十二条 商法第二百三条ノ規定ハ持分ガ數人ノ共有ニ  
属スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三条 持分ハ之ヲ以テ質権ノ目的ト為スコトヲ得  
第十九条第一項及第二十条ノ規定ハ持分ノ質入ニ之ヲ準  
用ス

第二十四条 商法第二百八条第一項、第二百九条第一項第  
二項、第二百十条、第二百十一条及二百十二条第一項ノ  
規定ハ社員ノ持分ニ之ヲ準用ス

商法第二百二十四条第一項及第二項ノ規定ハ社員ニ対ス  
ル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

## 第四章 会社ノ管理

第二十五条 有限会社ニハ一人又ハ數人ノ取締役ヲ置クコトヲ要ス

第二十六条 取締役數人アル場合ニ於テ定款ニ別段ノ定ナキトキハ会社ノ業務執行ハ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス支配人ノ選任及解任亦同ジ

第二十七条 取締役ハ会社ヲ代表ス

第二十八条 取締役ハ定款及社員總会ノ議事録ヲ本店及支店ニ、社員名簿ニハ社員ノ氏名及住所並ニ其ノ出資口數ヲ記載スルコトヲ要ス

社員及会社ノ債権者ハ當業時間内何時ニテモ第一項ニ掲

グル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第二十九条 取締役ハ社員總会ノ認許アルニ非ザレバ自己

若ハ第三者ノ為ニ会社ノ當業ノ部類ニ属スル取引ヲ為シ

又ハ同種ノ當業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員若ハ取締役ト為ルコトヲ得ズ

取締役ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ社員總会ハ之ヲ以テ会社ノ為ニシタルモノト

看做スコトヲ得

前項ニ定ムル権利ハ監査役アルトキハ監査役ノ一人、監査役ナキトキハ他ノ取締役ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二月間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキ亦同ジ

第三十条 取締役ハ監査役アルトキハ其ノ承認、監査役ナキトキハ社員總会ノ認許ヲ得タルトキニ限り自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第百八条ノ規定ヲ適用セズ

第三十一条 社員總会ニ於テ取締役ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ否決シタル場合ニ於テ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資口數ヲ有スル社員ガ訴ノ提起ヲ会社ニ請求シタルトキハ会社ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第三十二条 商法第二百五十四条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百六十二条、第二百六十六条、第二百六十七条规定乃至第二百六十八条第二項乃至第五項及第二百六十九条乃至第二百七十二条ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

## 昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

第三十三条 有限会社ハ定款ニ依リ一人又ハ數人ノ監査役ヲ置クコトヲ得

第十一條ノ規定ハ定款ニ於テ監査役ヲ置クコトヲ定メタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十四条 第三十一条並ニ商法第二百五十四条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条规定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

九条、第二百七十条、第二百七十二条及第二百七十四条乃至第二百七十八条ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第三十五条 社員総会ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役之ヲ招集ス

第三十六条 総会ヲ招集スルニハ会日ヨリ一週間前ニ各社員ニ対シテ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス但シ此ノ期間ハ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ妨げズ

第三十七条 資本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資口数ヲ有スル社員ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ総会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第三十二条第二項及商法第二百三十七条第二項第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八条 総会ハ總社員ノ同意アルトキハ招集ノ手続ヲ

経ズシテ之ヲ開クコトヲ得

第三十九条 各社員ハ出資一口ニ付一個ノ議決権ヲ有ス但シ定款ヲ以テ議決権ノ數ニ付別段ノ定ヲ為スコトヲ妨げズ

第四十条 有限会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ第四十八条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

一 営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡

二 営業全部ノ賃貸、其ノ經營ノ委任、他人ト営業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、変更又ハ解約

三 他ノ会社ノ営業全部ノ譲受

四 取締役又ハ監査役ノ任務懈怠ニ因ル責任ノ免除

第三十二条ノ規定ハ前項第四号ノ決議アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ハ有限会社ガ其ノ成立後一年内ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財産ニシテ営業ノ為ニ継続シテ使用スペキモノヲ資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル對価ヲ以テ取得スル契約ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第四十一条 商法第二百三十四条乃至第二百三十六条、第二百三十八条、第二百三十九条第一項第三項第四項、第

二百四十二条、第二百四十四条第二項、第二百四十三条、  
 第二百四十五条及第二百四十七条乃至第二百五十三条ノ  
 規定ハ社員総会ニ之ヲ準用ス

第四十二条 総会ノ決議ヲ為すべき場合ニ於テ總社員ノ同  
 意アルトキハ書面ニ依ル決議ヲ為スコトヲ得

決議ノ目的タル事項ニ付總社員ガ書面ヲ以テ同意ヲ表シ  
 タルトキハ書面ニ依ル決議アリタルモノト看做ス  
 書面ニ依ル決議ハ總会ノ決議ト同一ノ効力ヲ有ス  
 総会ニ關スル規定ハ書面ニ依ル決議ニ之ヲ準用ス

第四十三条 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類ヲ作ルコトヲ要

- 一 財産目録
- 二 貸借対照表
- 三 営業報告書
- 四 損益計算書
- 五 準備金及利益ノ配当ニ關スル議案

監査役アルトキハ取締役ハ定期總会ノ会日ヨリ一週間前

二前項ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第四十四条 利益ノ配当ハ定期總会ノ会日ヨリ一週間前  
 ノ外出資ノ口数ニ応ジテ之ヲ為ス

第四十五条 有限会社ノ業務ノ執行ニ関シ不正ノ行為又ハ  
 法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アルコトヲ疑フベ  
 キ事由アルトキハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル出資口數ヲ  
 有スル社員ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為  
 裁判所ニ検査役ノ選任ヲ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス  
 前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ監査  
 役アルトキハ監査役、監査役ナキトキハ取締役ヲシテ社  
 員総会ヲ招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ商法第  
 百八十五条第二項及第百八十四条第二項ノ規定ヲ準用ス

第四十六条 商法第一百八十二条、第一百八十三条第一項、  
 第二百八十四条乃至第二百八十六条、第二百八十八条第  
 一項、第二百八十九条及第二百九十条ノ規定ハ有限会社  
 ノ計算ニ之ヲ準用ス

商法第二百九十五条ノ規定ハ有限会社ト使用人トノ間ノ  
 雇傭關係ニ基キ生ジタル債権ニ之ヲ準用ス

## 第五章 定款ノ変更

第四十七条 定款ノ変更ヲ為スニハ社員総会ノ決議アルコ  
 トヲ要ス

## 昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

第四十八条 前条ノ決議ハ總社員ノ半数以上ニシテ總社員ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ有スル者ノ同意ヲ以て之ヲスル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ザル社員ハ之ヲ總社員ノ數ニ、其ノ行使スルコトヲ得ザル議決權ハ之ヲ議決權ノ數ニ算入セズ

第四十九条 左ノ事項ハ定款ニ別段ノ定ナキトキト雖モ資本増加ノ決議ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

一 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ

ノ価格及之ニ對シテ与フル出資口數

二 資本ノ増加後ニ譲受クルコトヲ約シタル財產、其ノ

価格及譲渡人ノ氏名

三 増加スル資本ニ付出资ノ引受ヲ為ス權利ヲ与フベキ者及其ノ權利ノ内容

第五十条 有限会社ガ特定ノ者ニ對シテ将来其ノ資本ヲ増加スル場合ニ於テ出资ノ引受ヲ為ス權利ヲ与フベキコトヲ約スルニハ第四十八条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

第五十一条 社員ハ増加スル資本ニ付其ノ持分ニ応ジテ出資ノ引受ヲ為ス權利ヲ有ス但シ前二条ノ決議ニ依リ別段ノ定ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二条 資本増加ノ場合ニ於テ出资ノ引受ヲ為サントスル者ハ引受ヲ証スル書面ニ其ノ引受クベキ出資ノ口数及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

有限会社ハ広告其ノ他ノ方法ニ依リ引受人ヲ公募スルコトヲ得ズ

第五十三条 有限会社ハ出资全額ノ払込又ハ現物出資ノ目的タル財産ノ給付アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間にニ資本増加ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 増加シタル資本ノ額

二 資本増加ノ決議ノ年月日

第五十四条 第四十九条第一号及第二号ノ財產ノ資本増加ニ於ケル実価ガ資本増加ノ決議ニ依リ定メタル価格ニ著シク不足スルトキハ其ノ決議ニ同意シタル社員ハ会社ニ對シ連帶シテ其ノ不足額ヲ支払フ義務ヲ負フ

第五十五条 引受ナキ出資又ハ出資全額ノ払込若ハ現物出資ノ目的タル財產ノ給付ノ未済ナル出資アルトキハ取締役及監査役ハ連帶シテ其ノ引受ヲ為シ又ハ払込若ハ給付未済財產ノ価額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

第五十六条 第十六条ノ規定ハ前二条ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七条 第十二条及第四十条第三項並ニ商法第二百条

第二項、第三百五十二条、第三百五十八条第一項、第三

百七十二条、第三百七十二条、第三百七十三条第一項及

三百七十四条ノ規定ハ資本増加ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十八条 商法第三百七十六条第一項第二項、第三百七

十九条第一項第二項及第三百八十条ノ規定ハ資本減少ノ

場合ニ之ヲ準用ス

## 第六章 合併及組織変更

第五十九条 有限会社ハ他ノ有限会社ト合併ヲ為スコトヲ

得但シ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会

社ハ有限会社ナルコトヲ要ス

会社ガ前項ノ規定ニ依り合併ヲ為スニハ第四十八条二定

ムル決議アルコトヲ要ス

合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其

ノ他設立ニ関スル行為ハ各会社ニ於テ選任シタル設立委

員共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第四十八条ノ規定ハ前項ノ選任ニ之ヲ準用ス

第六十条 有限会社ハ株式会社ト合併ヲ為スコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ合併ヲ為ス株式会社又ハ合併ニ因リテ設立スル株式会社ニ關シテハ商法ノ規定ニ従フコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立スル会社ガ株式会社ナルトキハ合併ハ裁判所ノ認可ヲ

受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

合併ヲ為ス会社ノ一方ガ社債ノ償還ヲ完了セザル株式会

社ナルトキハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ハ有限会社タルコトヲ得ズ

前条第二項乃至第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル合併

ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十一条 前条第一項ノ場合ニ於テ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ有限会社ナルトキハ商

法第一百八条第一項ノ規定ハ從前ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ質権ノ目的タル持分ニ付出資口數並ニ質権者ノ氏名及住所ヲ社員名簿ニ記載スルニ非ザレバ其ノ質権ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第六十二条 有限会社ガ合併ヲ為シタルトキハ第六十三条ニ於テ準用スル商法第四百十二条又ハ第四百十三条ノ規

### 昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

定ニ依ル社員総会ノ終結ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ

二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間に内ニ合併後存続ス

ル有限会社ニ付テハ変更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル

有限会社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル

トヲ要ス

第六十三条 商法第九十八条第二項、第九十九条、第一百条、

第一百二条乃至第一百十一条、第三百七十九条第一項第二項、

第四百八条乃至第四百十条、第四百十二条、第四百十三

条及第四百十五条ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス

第六十四条 株式会社ハ総株主ノ一致ニ依ル総会ノ決議ヲ

以テ其ノ組織ヲ変更シテ之ヲ有限会社ト為スコトヲ得但

シ社債ノ償還ヲ完了セザル場合ニ於テハ此ノ限り在ラズ

前項ノ組織変更ノ場合ニ於テハ会社ニ現存スル純財産額

ヨリ多キ金額ヲ以テ資本ノ総額ト為スコトヲ得ズ

第一項ノ決議ニ於テハ定款其ノ他組織ノ変更ニ必要ナル

事項ヲ定ムルコトヲ要ス

第六十一条ノ規定ハ第一項ノ組織変更ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五条 前条ノ組織変更ノ場合ニ於テ会社ニ現存スル

ス

純財産額ガ資本ノ総額ニ不足スルトキハ前条第一項ノ決

議當時ノ取締役、監査役及株主ハ会社ニ対シ連帶シテ其

ノ不足額ヲ支払フ義務ヲ負フ

第六十六条 株式会社ガ第六十四条ノ規定ニ依リ其ノ組織

ヲ変更シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店

ノ所在地ニ於テハ三週間に内ニ株式会社ニ付テハ解散ノ登

記、有限会社ニ付テハ第十三条第二項ニ定ムル登記ヲ為

スコトヲ要ス

第六十七条 有限会社ハ総社員ノ一致ニ依ル総会ノ決議ヲ

以テ其ノ組織ヲ変更シテ之ヲ株式会社ト為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ会社ニ現存スル純財産額ヨリ多キ金

額ヲ以テ払込ミタル株金額ト為スコトヲ得ズ

第一項ノ組織変更ハ裁判所ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其

ノ効力ヲ有セズ

第六十一条第一項、第六十四条第三項、第六十五条及前

条並ニ商法第二百九条第三項ノ規定ハ第一項ノ組織変更

ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十八条 商法第九十九条及第一百条ノ規定ハ第六十四条

及前条ノ組織変更ノ場合ニ之ヲ準用ス

## 第七章 解 散

第六十九条 有限会社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス  
一 存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ發生

二 社員総会ノ決議  
三 会社ノ合併  
四 営業全部ノ譲渡

五 社員ガ一人ト為リタルコト  
六 会社ノ破産  
七 解散ヲ命ズル裁判

前項第二号ノ決議ハ第四十八条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ  
之ヲ為スコトヲ得ズ

第七十条 前条第一項第一号又ハ第二号ノ場合ニ於テハ第

四十八条ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ継続スルコトヲ得

前条第一項第五号ノ場合ニ於テハ新三社員ヲ加入セシメ  
テ会社ヲ継続スルコトヲ得

第七十一条 有限会社ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ  
為シタル後ト雖モ前条ノ規定ニ従ヒテ会社ヲ継続スルコ  
トヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於テハ二週  
間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間にニ継続ノ登記ヲ為ス

第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十五条及第四

### コトヲ要ス

第七十二条 有限会社ガ解散シタルトキハ合併及破産ノ場

合ヲ除クノ外取締役其ノ清算人ト為ル但シ定款ニ別段ノ

定アルトキ又ハ社員総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ

此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ裁判所ハ利

害関係人ノ請求ニ依リ清算人ヲ選任ス

第七十三条 残余財産ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ

外出資ノ口數ニ応ジテ之ヲ社員ニ分配スルコトヲ要ス

第七十四条 清算人ハ裁判所ノ選任シタルモノヲ除クノ外

何時ニテモ社員総会ノ決議ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ監査役又ハ社員ノ請求  
ニ依リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十五条 商法第九十六条、第一百六十六条、第一百二十二条

乃至第一百二十五条、第一百二十八条、第一百二十九条第二項

第三項、第一百三十二条、第一百三十四条、第一百四十条乃至

第一百四十二条、第四百十八条乃至第四百二十四条及第四

百二十七条乃至第四百二十九条ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ

準用ス

十条第一項第四号第二項並ニ商法第二百三十六条乃至第二百三十八条、第二百四十四条第二項、第二百四十七条、第二百四十九条、第二百五十四条第二項、第二百五十八条、第二百六十一条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十八条第一項乃至第五項、第二百六十九条乃至第二百七十二条、第二百七十四条乃至第二百七十八条、第二百八十二条、第二百八十三条第一項及第二百八十四条ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

## 第八章 外国会社

第七十六条 商法第四百七十九条乃至第四百八十二条、第四百八十四条及第四百八十五条ノ規定ハ有限会社ト同種ノ又ハ之ニ類似スル外国会社ニ之ヲ準用ス

## 第九章 罰 則

第七十七条 取締役、監査役又ハ第三十二条若ハ第三十四

条ニ於テ準用スル商法第二百五十八条第二項、第二百七十

条第一項若ハ第二百七十二条第一項ノ職務代行者若ハ  
支配人其ノ他営業ニ関スル或種類若ハ特定ノ事項ノ委任  
ヲ受ケタル使用人自己若ハ第三者ヲ利シ又ハ会社ヲ害セ

ンコトヲ図リテ其ノ任務ニ背キ会社ニ財産上ノ損害ヲ加  
ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処  
ス

第五十九条第三項若ハ第六十条第四項ノ設立委員、第六  
十条第一項ノ規定ニ依リ從フベキ商法第五十六条第三項  
ノ設立委員、清算人又ハ第七十五条第二項ニ於テ準用ス  
ル商法第二百五十八条第二項、第二百七十二条第一項若ハ  
第二百七十二条第一項ノ職務代行者前項ニ掲グル行為ヲ  
為シタルトキ亦前項ニ同ジ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第七十八条 前条第一項ニ掲グル者ハ左ノ場合ニ於テハ三  
年以下ノ懲役又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス

一 会社ノ設立又ハ資本増加ノ場合ニ於テ出資総口數ノ

引受、出資ノ払込若ハ現物出資ノ給付ニ付又ハ第七条

第一号乃至第四号若ハ第四十九条第一号第二号ニ掲グ  
ル事項ニ付裁判所ニ対シ不実ノ申述ヲ為シ又事實ヲ隱  
蔽シタルトキ

二 何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ会社ノ計算ニ於テ不  
正ニ其ノ持分ヲ取得シ又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受ケ  
タルトキ

三 法令又ハ定款ノ規定ニ違反シテ利益ノ配当ヲ為シタ

ルトキ

四 会社ノ営業ノ範囲外ニ於テ投機取引ノ為ニ会社財産

ヲ処分シタルトキ

有限会社ノ取締役、監査役若ハ第三十二条若ハ第三十四

条ニ於テ準用スル商法第二百五十八条第二項、第二百七

十条第一項若ハ第二百七十二条第一項ノ職務代行者又ハ

株式会社ノ取締役、監査役若ハ商法第二百五十八条第二

項、第二百七十条第一項、第二百七十二条第一項若ハ第

二百八十条ノ職務代行者ガ第六十四条又ハ第六十七条ノ

組織変更ノ場合ニ於テ第六十四条第二項又ハ第六十七条

第二項ノ純財産額ニ付裁判所又ハ総会ニ対シ不実ノ申述

ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ亦前項ニ同ジ

第七十九条 第七十七条第一項ニ掲グル者出資ノ払込ヲ仮

装スル為預合ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ三千

円以下ノ罰金ニ処ス預合ニ応ジタル者亦同ジ

第八十条 第三条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及

罰金ヲ併科スルコトヲ得

第八十一条 第七十七条第一項若ハ第二項ニ掲グル者又ハ

検査役其ノ職務ニ関シ不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益ヲ

收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役又

ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者

亦前項ニ同ジ

第八十二条 左ニ掲グル事項ニ関シ不正ノ請託ヲ受ケ財産

上ノ利益ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタル者ハ一年以下

ノ懲役又ハ一千円以下ノ罰金ニ処ス

一 社員總会ニ於ケル発言若ハ議決権ノ行使、第四十二

条第一項ノ規定ニ依ル議決権ノ行使又ハ同条第二項ノ

規定ニ依ル同意ノ表示

二 一本法ニ定ムル訴ノ提起又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當

ル出資口數ヲ有スル社員ノ権利ノ行使

前項ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者

亦前項ニ同ジ

第八十三条 第八十五条第一項又ハ前条第一項ノ場合ニ於

テ犯人ノ収受シタル利益ハ之ヲ没収ス其ノ全部又ハ一部

ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第八十四条 第八十五条第二項又ハ第八十二条第二項ノ罪

ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

ルコトヲ得

## 昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部

- 第八十五条 第七十七条第一項若ハ第二項ニ掲タル者、外  
国会社ノ代表者、検査役又ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テハ  
五千円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキ  
トハ此ノ限ニ在ラズ
- 一本法ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ
- 二 本法ニ定ムル公告若ハ通知ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不  
正ノ公告若ハ通知ヲ為シタルトキ
- 三 本法ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧又ハ其  
ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ
- 四 本法ニ定ムル調査ヲ妨ゲタルトキ
- 五 官庁又ハ社員総会ニ対シ不実ノ申述ヲ為シ又ハ事實  
ヲ隠蔽シタルトキ
- 六 第二十一条ノ規定ニ違反シテ持分ニ付指図式又ハ無  
記名式ノ証券ヲ發行シタルトキ
- 七 第二十四条第一項ニ於テ準用スル商法第二百十一条  
ノ規定ニ違反シテ持分失効ノ手続又ハ持分若ハ質権ノ  
処分ヲ為スコトヲ怠リタルトキ
- 八 第二十四条第一項ニ於テ準用スル商法第二百十二条  
第一項ノ規定ニ違反シテ出資ノ消却ヲ為シタルトキ
- 九 定款ニ定ムル取締役又ハ監査役ノ員数ヲ缺クニ至リ
- 十 定款、社員名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、  
營業報告書、事務報告書、損益計算書、準備金及利益  
ノ配当ニ関スル議案、決算報告書又ハ商法第三十二条  
第一項ノ帳簿ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ  
記載ヲ為シタルトキ
- 十一 定款、社員名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、  
營業報告書、事務報告書、損益計算書、準備金及利益  
ノ配当ニ関スル議案又ハ監査役ノ報告書ヲ備置カザル  
トキ
- 十二 第四十一条ニ於テ準用スル商法第二百三十四条ノ  
規定又ハ第四十五条第三項ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令  
ニ違反シテ社員総会ヲ招集セザルトキ
- 十三 第四十六条第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十  
八条第一項又ハ第二百八十九条ノ規定ニ違反シテ準備  
金ヲ積立テズ又ハ之ヲ使用シタルトキ
- 十四 第五十二条第二項ノ規定ニ違反シテ出資ノ引受人  
ヲ公募シタルトキ
- 十五 第五十八条、第六十三条又ハ第六十八条ニ於テ準

タル場合ニ於テ其ノ選任手続ヲ為スコトヲ怠リタルト  
キ

用スル商法第九十九条又ハ第一百条ノ規定ニ違反シテ資本ノ減少、合併又ハ組織変更ヲ為シタルトキ

十六 第七十五条第一項ニ於テ準用スル商法第一百二十四条第三項ノ規定ニ違反シテ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

十七 第七十五条第一項ニ於テ準用スル商法第一百三十一條ノ規定ニ違反シテ会社財産ヲ分配シタルトキ

十八 裁判所ノ選任シタル管理人又ハ清算人ニ事務ノ引渡ヲ為サザルトキ

十九 清算ノ結了ヲ遅延セシムル目的ヲ以テ第七十五条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十一条第一項ノ期間ヲ不当ニ定メタルトキ

二十 第七十五条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十一条ノ規定ニ違反シテ債務ノ弁済ヲ為シタルトキ

二十一 第七十六条ニ於テ準用スル商法第四百八十四条第一項又第二項ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令ニ違反シタルトキ

株式会社ノ取締役、商法第二百五十八条第二項、第二百七十条第一項若ハ第二百七十二条第一項ノ職務代行者、

清算人又ハ同法第四百三十条第二項ニ於テ準用スル同法

第二百五十八条第二項、第二百七十条第一項若ハ第二百七十二条第一項ノ職務代行者ガ第六十条第一項ノ規定ニ依リ從フベキ又ハ第六十八条ニ於テ準用スル商法第九十九条又ハ第一百条ノ規定ニ違反シテ合併又ハ組織変更ヲ為

シタルトキ亦前項ニ同ジ

第八十六条 第三条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ千円以下ノ過料ニ處ス

## 第十章 雜則

第八十七条 法ニ依リ署名スベキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名二代フルコトヲ得

第八十八条 第五十八条、第六十三条若ハ第六十八条ニ於テ準用シ若ハ第六十条第一項ノ規定ニ依リ從フベキ商法第一百条第一項ノ規定又ハ第七十五条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十一条第一項ノ規定ニ依リ為スベキ公告ハ裁判所ガ為スベキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第八十九条 有限会社ハ商法ヲ除クノ外他ノ法律ノ適用ニ付テハ之ヲ商法ノ会社ト看做ス

## 附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

\*法律時報一〇巻八号（昭和一三年）五七頁  
以下を底本とする。旧漢字を新漢字とした。